

平成18年(2006年)3月15日
建設委員会資料
都市整備部住宅担当

中野区営住宅条例(平成4年中野区条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第28条の3 【略】 (住宅の検査)</p> <p>第29条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に区営住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。ただし、区営住宅の修繕及び改良のための検査については、第31条の規定により同条に規定する指定管理者に区営住宅の管理を行わせているときは、当該指定管理者として指定した法人その他の団体の職員のうちから区長が指定した者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している区営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該区営住宅の使用者の承諾を得なければならぬ。</p> <p>3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第29条の2～第30条の2 【略】 (指定管理者による管理)</p> <p>第31条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に区営住宅の管理を行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第32条 指定管理者は、区長が指定する区営住宅について次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 区営住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること(区長の権限に属するものを除く。次号及び第3号において同じ。)。</p> <p>(2) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。</p> <p>(3) 第4条に規定する使用者の公募に関すること。</p>	<p>第1条～第28条の3 【略】 (住宅の検査)</p> <p>第29条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に区営住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。この場合において、区長は、区営住宅の修繕及び改良のため必要があると認めたときは、東京都住宅供給公社その他の公共的団体(以下「公社等」という。)の職員のうちから区長が指定した者に区営住宅の検査をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している区営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該区営住宅の使用者の承諾を得なければならぬ。</p> <p>3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第29条の2～第30条の2 【略】 (管理の委託)</p> <p>第31条 区長は、区営住宅の管理に関する事務のうち、次の各号に掲げるものを公社等に委託することができる。</p> <p>(1) 区営住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関すること。</p> <p>(2) 使用者の共同の利便となる施設の整備その他居住環境の整備に関すること。</p> <p>(3) その他、区長が特に必要と認める事務</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事務
(秘密保持義務等)

第33条 指定管理者の代表者その他の役員及びその業務に従事する者（以下「従事者等」という。）は、当該業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益を得る等不当な目的のために利用してはならない。指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者等がその職を退いた後においても、同様とする。

(罰則)

第34条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 【略】

附 則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(罰則)

第32条 使用者が詐欺その他の不正行為により使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表 【略】